

カナダ税制の構造と特徴

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): tax credits, personal tax credits, alternative minimum tax 作成者: 井上, 徹二 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1000

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



カナダの税制の構造と特徴

The Structure and Characteristics of Canadian Tax System

井上 徹 二

INOUE, Tetsuji

はじめに

税制の国際比較の研究を始めて10年を超えた。最初はアメリカの所得税と法人税の特徴を明らかにし、次に所得税の母国イギリスの税制、更に、オーストラリア、シンガポールについて研究論文を公表した⁽¹⁾。今度はカナダを採り上げることにした。各国の税制はそれぞれの歴史と文化、政治経済の影響を受け独自の特徴をもつ。他国との比較研究により、我が国の税制を良いものに改革する多くのヒントや示唆を見つけることが出来る。

国民の福祉の向上のために税制が如何に対応すべきか、という問題意識を基本に税制研究を続けてきたが、本稿においても、カナダの税制が誰のために、いかなる階層の人に配慮した制度になっているかという観点から考察し、その構造と特徴を抽出していきたい。

カナダにおける連邦財政収入における各種の税の構成比率(2003-2004年度)は、個人所得税46%、法人所得税15%、商品サービス税16%、その他23%であり所得税の比重が極めて高い⁽²⁾。本稿では、個人所得税と法人所得税を中心に考察する。

カナダの歴史、政治、経済、社会

税制はその国、その社会の姿を映し出す。税制のあり方は、その国の歴史、文化、社会構造、経済構造に大きく規定される。カナダの税制の構造と特徴を明らかにするためには、カナダの歴史、文化、社会、経済構造との関連で分析検討をする必要がある。

以下の記述は主として「カナダを知るための60章」を参考にしている⁽³⁾。カナダの国土は998万平方キロでアメリカや中国よりも大きな面積をもつが、人口は3,119万人(2002年2月)と我が国の4分の1と少ない。カナダには先来の民族が居たが、そこにフランスとイギリスが植民地活動を展開し、先住民と西欧移住者との混合社会として現在の社会が形成されてきた。こうした歴史が、カナダの連邦制国家の背景にあり、カナダの税制の特徴を形成する源である。

フランスが1608年にケベックを創設し、カナダへの植民地活動の先鞭をつけたが、イギリスが毛皮交易を中心にカナダを含む北米に進出し、フランスとの権益競争が戦争に発展、最終的に1763年のパリ条約でイギリスの覇権が確立した。カナダがイギリスから外交権を獲得したのは1932年、自国の憲法を持ったの

キーワード：税額控除、人的税額控除、ミニマムタックス

Key words : tax credits, personal tax credits, alternative minimum tax

は1982年である。カナダの税制の多くがイギリスの税制の影響を受けている理由である。同時にフランスの影響はケベックを中心に残っており、税制においても、ケベック州だけを対象にした特例が多くある。

カナダは10の州（provinces）と3つの準州（territories）からなる連邦国家である。中でも、オンタリオとケベックの2州が人口と国民総生産の6割以上占め大きな比重を持っている。税制においても、連邦税と並んで州税は質的にも量的にも重要である。例えば、所得税は連邦税と並び州税としても制度化されており、両者の課税標準は共通性が強い。税率等は各州が独自に決定し、各州の格差も大きい。憲法に「先住民権」を明記するなど民族的・文化的な多様性を評価する政策が、税制面において先住民に対する課税上の特例規定などに現れているのも興味深い。

第二次大戦後はアメリカとの政治的経済的関係が緊密化した。1988年に調印された米加自由貿易協定、1994年のアメリカ・メキシコとの3国間の北米自由貿易協定など、2001年のカナダの対外貿易に占めるアメリカのシェアは、輸出87%で輸入73%と対米依存度が極めて大きい。こうしたアメリカとの関係から、カナダの税制はイギリスと並んでアメリカからの影響を多く受けている。例えば、所得税・法人税のミニマムタックスはアメリカの税制を参考に作られたものと考えられる。

カナダは福祉国家としての特徴を持っていることに注目したい。国民・住民の生活、福祉を大切にするという思想が税制にも強く反映している。基本的に「大きな政府」を維持し医療制度、教育制度、所得保障、雇用政策などを重視している。所得税において基礎控除・扶養控除等を税額から控除することで（日

本のような所得控除でなく）、低所得者に有利な仕組みにしていることも、福祉国家的政策の一環である。

カナダの所得税制の歴史

カナダの税制、特に所得税制の特質を明確にするために、その形成の歴史を跡付けておきたい。特に、カーター報告とその後の税制改革は重要である⁽⁴⁾。

1. 所得税（income tax act）の創設

カナダでは、所得に対する課税は各地方段階で始まった。連邦所得税としての立法は1917年に、戦時所得税（income war tax act）として行われた。新しい税制はほとんど常に戦費の調達を目的に考え出されてきたといわれているが、カナダの所得税の場合も、「war tax」と命名されて、第一次世界大戦の戦費調達が目的にして成立した。当初は戦時目的の税で、臨時的なものとして成立したのであるが、結局、この法律は1949年まで途中に大きな改正を伴いながら、存続した。連邦所得税（Income Tax Act）は1948年に成立し、1949年より適用が開始された。

2. カーター報告

現在のカナダ税制の基本的理念と構造を規定しているのはカーター委員会の出した税制改革案（カーター報告）である⁽⁵⁾。1962年に、Royal Commission on Taxationが創設され、所得税制の大改革の検討を開始した。公認会計士のKenneth Carterが委員長になり、1966年に6巻のレポートが提出された。この報告はそれまで公表されたものの中で、最も包括的で明快なすばらしい所得税に関する方針であると評価されている。わが国においてもその改革案について、研究者の関心を集め、マス

コミにもしばしば大きく採り上げられた。この報告の基本的考えは、「全ての富の増加(所得:ゲイン)は課税されるべきである」ということである。従って、「キャピタルゲイン、贈与、相続、一時所得などは全て所得に含まれるべきである」と勧告したのである。総合課税の思想である。

3. 税制改革案 (White Report on Tax Reform)

連邦政府は、カーター報告を基にして、1969年に「税制改革案 (White Report on Tax Reform)」を公表したが、議会においてこの改革案に対する強力な反対があり、一定の修正を経て、新しい税制は1971年に法制化され、1972年に施行となった。この新しい税制において重要な3つの改革がなされた。課税ベースの拡大、税率構造の変更、法人税と所得税の統合である。

課税ベースの拡大

課税ベースの拡大という点でもっとも大きな改革は、キャピタルゲインの2分1を課税対象に含めたことである。成人教育補助金、研究助成金、奨学金、失業手当金などを所得に含めることにした。一方、控除についても、年金掛金や貯蓄計画拠出金及び寄付金の控除限度額を引き上げ、新たに、キャピタルロス、失業保険掛金、児童養育費用、転居費用などを控除対象にしている。

税率構造の改正

税率は、基礎控除と婚姻控除の引き上げと上限税率の引き下げに見合った変更が行なわれた。キャピタルゲインの2分の1課税を上回る「控除対象の拡大による税収減」を賄うだけの税率引き上げであった。

法人税と所得税の統合

閉鎖会社 (private corporation) の投資所得

と事業所得 (active business income) には低税率 (約25%) を適用する改正を行った。また、配当についてはグロスアップを行った上で株主に課税するが、法人の支払った税額相当を控除するという制度を導入した (現行の制度の起源)。その後、多少の改正がなされているが現在の所得税はこの1972年所得税法がベースになっている。

4. その後の税制改革

1972年法の成立・施行以降における重要な税制の改正を整理しておきたい。

1974年に、インデクセーション制度が導入された。これは、所得控除額、税額控除額、税率適用範囲 (tax bracket) を物価上昇率に連動させ、納税者の所得や課税所得、税額をインフレの影響から遮断する制度である。我が国にはこの制度は無いので、例えば、基礎控除額は現在38万円であるが、物価が仮に10%上昇すると3万8千円の控除価値が失われる。1985年には「Life Time Capital Gain Deduction」が導入された。1988年に重要な改正が実施された。税率構造のフラット化、課税ベースの拡大、所得控除の大半を税額控除に転換、租税回避の禁止ルールの導入等である。

税率構造のフラット化

税率適用区分 (tax bracket) を従来の10から3に減少させた。17%、26%、29%の3段階である。この税率構造は2001年まで維持された。最高税率は5%引き下げられたが、こうした税率の引き下げやフラット化はアメリカを意識したものである。その後数度の改正を経て2003年度は16%、22%、26%、29%の4段階となっている。

課税ベースの拡大

キャピタルゲインの課税所得への算入割合

は1987年までは2分の1であったが、この割合を1988年と1989年は3分の2に、1999年以降は4分の3に拡大された。この措置は、カーター委員会による「キャピタルゲインの全額に課税すべきである」との勧告に沿った改正である。しかし、その後2000年に再び2分の1課税に戻ったのである。また、自動車費用、食事、交際費などビジネス関連費用の控除を規制する改正が行われている。

所得控除の大半を税額控除に転換

基礎控除、配偶者控除、公的年金や失業保険掛金控除、慈善寄付金控除等は1987年までは所得から控除されていたが、これらを所得税額から控除するという改革である。「基礎控除などを所得から控除すると、累進税率のもとでは高額所得者に有利な制度になる」という批判に応えた改正である。税制の公平性確保にとり重要な意義を持つ。

租税回避の禁止ルールの導入

個別の税法において租税回避を禁止する条項とは別に、「租税回避を目的にした取引であると合理的に推定される取引から生ずる租税上の恩典（tax benefits）は認めない」という一般規定を所得税法245条に規定することにした（General anti-avoidance rule）。しかし、この規定はあいまいさが残るといふ批判があり議論の多い改正であった。

1988年以降は、税率の改正、法人税の小規模法人控除（small business deduction）導入（2001年）、ストックオプション繰り延べ措置など部分的改正が行われている。

連邦税と地方税の関係

カナダの税制の特徴の一つは、地方税の重要性、比重の重さである。それは、カナダの国の歴史、現在の国のあり方との関係からも

たらされたものである。すなわちアメリカと同じように、各州の自治を尊重した上で、連邦国家を形成しているという国の仕組みが基礎になっている。1996年の州・地方支出は一般政府支出の58%、GDPの27%であり（日本の地方支出は政府一般支出の46.8%、GDPの16.9%）、州地方財政の比重の大きさが示されている。地方税収が国と地方の税収全体に占める割合は、2001年で51.5%（同年度の日本の地方税収の割合は40.3%）である⁽⁶⁾。

課税ベースは、1999年までは、国と地方は同一であった。2001年度より、変更され、課税所得の計算及び、税額控除（credits）は、異なるといふことになった。

カナダでは、法人税の地方への配分を重視しており、全ての州において、地方法人所得税があり重要な財源となっている。課税標準は基本的に連邦法人所得税のものを基礎にしており、各州で決めた税率を適用して税額が決定される。法人所得の場合は、複数の州で活動している法人について、連邦法人所得税の課税所得を各州に配分することになるが、配分基準として、売上高と給料・賃金額を使用する。地方税の徴収は大半の州は連邦が行っているが、Alberta, Ontario, Quebecの3つの州は独自に徴収している⁽⁷⁾。カナダが各州から構成される連邦国家であり、各州が独自に課税権を持つことが当然であるという国家成立の由来にもとづくものと言える、歴史的にも、各州の課税権をどこまで連邦国家に譲るかという争いを経て、現在のような形になっている。我が国では、所得税と法人税は国の基幹税とされ、地方にはその一部を地方交付税として配分している。

州以外の地方自治体である市（city）郡（region, metropolitan）、教育委員会（board of

education)においては、固定資産税が重要な役割を果たしている。固定資産の評価額にミルレートと呼ばれる一定のレートを掛けて税額が決定される。イギリスにおいて永年にわたって地方税の中心的な役割を果たしていた「レート」という税制と共通な制度である。

所得税の仕組みと特徴

所得税の歴史を検討した中で既に課税ベースの拡大、所得控除から税額控除への転換、税率構造のフラット化などに触れ、所得税の仕組みの骨格の形成を明らかにしたつもりである。以下、重要な論点に限りて考察していきたい。

1. 所得税の計算構造（総合課税の徹底）

所得税は、課税所得の計算から始まり、最終的な納税額を算出するまでの一連の過程は我が国の制度と基本的に同じである。しかし、所得の分類の仕方、キャピタルゲインの扱い、総合課税の徹底、税額控除の重視など重要な点で異なった制度、構造になっている。

所得は、給与所得、年金等給付所得、配当所得、利子所得、事業所得、キャピタルゲイン等に分類され、それぞれ個別の規定に基づき所得計算を行う。次に、各種所得を全て総合した合計所得が課税所得になる。すなわち、ほぼ完全な総合所得課税制度になっている。我が国では、総合課税を原則としながら、実態は利子所得、配当所得、退職所得、キャピタルゲインなど多くの所得が分離され（資産性所得の軽減）、複雑かつ公平性を欠く制度になっているのと大きな相違がある。

2. 事業所得（business income）の計算

事業所得の計算に関する規定は、個人事業

者だけでなく法人企業にも共通に適用されることに注意したい。我が国では、所得税法と法人税法が別の法律になっており、従って所得計算についても多くの点で異なった扱いとなり、矛盾や不公平があり、法人の乱立等の弊害をもたらす要因になったりしている。

事業所得の計算は、公正な会計基準に従って計算することが基本になっている。その上で、所得税の目的に従った独自の規制、規定が適用される。その独自の規定（会計との相違）は次のような点である⁽⁸⁾。

減価償却費は会計上の計上額と関係なく、税務上は減価償却の方法と償却率を法定している。我が国の法人税法における確定決算基準のような規制は無い。

キャピタルゲインは、その100%が利益となるが税務上は50%のみ課税所得になるという相違が基本であるが、複雑な規定があるので項を改めて後述したい。

食事等の交際費（ビジネスランチ、エンターテイメント費用等）は、事業上必要であっても、その50%のみが控除対象になる。我が国のような限度額の規制は無い。

支出・費用の合理性。我が国においては、支出・費用について、個人所得税では収入を得るために必要な経費のみが控除され、法人税では、損金概念に包括され必要性や合理性等の規制は無い。イギリスやアメリカにおいては、法人・個人とも、必要かつ合理的な支出のみを控除するという規定である。カナダでは、支出費用の合理性を要求し、合理的でない費用（unreasonable expense）は控除しないという扱いである。課税の公平性の確保を重視すると、こうした規定は必要であり、我が国の法人税法上こうした規制の欠落は大きな問題点の一つ

である。

合理的な取引 (Arm's Length Transaction) 関連事業者間の取引で、内容・方法・金額等が合理的でないものは認めないという規定である。我が国の「移転価格税制」にも同じ規制があるが、国際間取引に限定されているのに対しカナダでは国内取引においてもこの規制が掛けられている。

配偶者への給与支払。個人事業者であっても、事業に従事する配偶者に対する給与の支払は必要経費となり、受取者に課税される。仮に配偶者への給与支払が多くなり、事業所得が赤字になっても他の所得との損益通算が可能である。支払金額が仕事の内容に応じて合理的である限り必要経費として認める。我が国では、所得税法上、家族に対する給与支払は原則的に認めない。例外として、青色申告者に対してのみ、条件付きで認める制度になっている。妻をパートナーとしてパートナシップを組み利益分配できる。この場合はパートナー契約を文書化する必要がある。

3. 税額控除制度の重視

カナダの所得税制の最大の特徴は、税額控除 (tax credit) 制度の重視である。過去においては、我が国と同じように、所得控除を中心にして税額計算をする仕組みをとっていたが、1988年に税額控除制度に転換した。その理由は、課税の公平を確保するには所得控除より税額控除のほうが有効であるとの判断である。

児童税額控除とGST控除の2つは、一定の条件を満たすものに税額還付 (給付) するものであり、還付対象税額控除 (refundable tax

credits) と呼ばれる。それ以外は、還付対象にならない税額控除 (nonrefundable tax credits) と言われる。わが国では、これらの大部分が所得控除項目である。

人的税額控除 (personal credits) 基礎控除 (basic personal tax credit) は2001年において (以下同じ) \$ 1,186である。配偶者控除 (spousal credit) は \$ 1,007であり、配偶者の所得が一定額 (\$ 6,922) を超えると控除されない。扶養控除 (infirm dependents credits) は18歳以下の扶養児童に対し \$ 560の控除を認めるが、一定の所得を越える児童は対象にならない。

私的年金税額控除 (private pension credit) 年金掛け金の16%、最大 \$ 239が税額から控除される。

教育費税額控除 (education expense credits) 教育費の16%を控除するものと、正規学生に対し月額 \$ 60の控除を認めるものがある。

医療費税額控除 (medical credits) 医療費が、 \$ 1,678と所得の3%いずれか低い方を超えた額の16%を控除する。仮に医療費が \$ 1800で、所得が \$ 500,000の場合、所得の3%は \$ 1,500となりこの額は \$ 1,678より少ないので、これを超える \$ 300 (1800-1500) の16%である \$ 48が税額から控除される。

配偶者移転税額控除 (amounts transferred from spouse) 配偶者が本来受けるべき私的年金控除、教育費控除などを引き継いで税額計算することが出来る。

慈善寄付税額控除 (charitable donation credits) 教会、教育機関、病院等に対する寄付金のうち \$ 200まではその16%、 \$ 200を超える額の29%を控除する。寄付金の上

限は所得の75%である。

政治献金税額控除(federal political contribution tax credit)、寄付金の内\$200までの75%、次の\$350までの50%、次の\$525までの3分の1で、最高\$500までが控除できる。我が国には政治献金の税額控除制度がある。

配当税額控除(dividend tax credit)、グロスアップ後の配当所得の13.3%を税額控除する。我が国には受取配当の10%(1千万円を超える部分は5%)を税額控除する制度がある。

外国税額控除(foreign tax credit)、二重課税排除のための控除であり、我が国にも同様の税額控除制度がある。

基礎控除についてみると、カナダの基礎税額控除は\$1,186なので、これをレート80円で換算すると約9万円に相当し、かなり大きい額である。我が国では38万円が所得から控除される。所得が年間330万円以下の人の場合、適用税率は10%なので、税額にして3万8千円(38万円の10%)の減額となる。しかし、最高税率37%が適用される人にとっては、基礎控除38万円は約14万円(38万円×37%)の税額控除になり、所得控除制度は高額所得者に有利であることは明らかである。一方、税額控除制度は低所得者に有利な制度であり、カナダの現在の税制である。

4. GSTクレジット

商品サービス税(Goods and services tax/harmonized sales tax - GST)が導入された際に、低所得者の負担を少しでも和らげる配慮として創設された制度である。所得税の申告書にこのクレジットの受給を選択する意

思を示し(該当項目にチェックする)、扶養者の数などを記入することが必要である。受給資格要件は、19歳以上である配偶者がいる子供がいる(親である)のいずれかの条件に該当する者である。受給額(credit)は、本人\$213、配偶者\$213、子供一人当たり\$112である。GSTクレジットは低所得者への配慮を目的とした制度で、一定の所得を超えると減額される。本人と配偶者の合算所得が\$27,749を超えると、その超過額の5%を減額する。

例えば、夫婦の合算所得が\$30,000の場合、超過額は(\$30,000-\$27,749)で\$2,251になり、この超過額に5%を掛けた\$112.55が減額される。この家族が夫婦2人であれば、GSTクレジットは\$213の2倍の\$426から減額分\$112.55を引いた\$313.45となる。このクレジットは、年4回に分けて1月、4月、7月、12月に支給される。

5. 源泉徴収制度

給与に対する源泉徴収制度があり、次のような我が国とは違った特徴がある。様式(TD 1)を提出することで、給与からの源泉徴収を受けることの意味を納税者(給与所得者)が表明する。過不足の精算は確定申告で行うことになっており、我が国のような年末調整のような制度はない。雇用主は、源泉徴収報告書(様式T-4 income statement)を作成し本人に交付しなければならない。

6. 申告納付

個人は基本的に暦年課税であり、翌年の4月30日が申告期限である。事業所得については、6月15日となっている。申告後、当局より「納税通知書」(a notice of assessment)が

送られてくる。この場合、申告額を当局が修正して税額を決定する場合もあるが、その場合は異議申し立てが可能である。

低所得者で課税所得や納税額がない場合には申告義務はないが、低所得者に対する給付となる、児童手当 (child tax benefit)・GST還付税 (GST credit)・所得保障手当 (guaranteed income supplement) を受給するためには申告書を提出しなければならない。源泉徴収されていない所得者は、年4回 (3/15、6/15、9/15、12/15) の予定納税が義務付けられている。これは、見込み所得に対して計算される。

キャピタルゲイン課税

1972年にThe Royal Commission on Taxationがキャピタルゲインに課税すべきであるとの勧告を行い、キャピタルゲインの2分の1を所得に含めるという形で課税が開始された。キャピタルゲイン課税の対象は資本資産 (capital property) である。従って、資本資産の定義、範囲が重要である。資産を処分した場合、それを通常の所得として扱うか、キャピタルゲイン所得として扱うかを判定する必要があるが、その資産の所有期間 (長期か短期か)、事業との関連性、売却処分の理由・性質、売却処分の頻度などを基準に決定される。資本資産の類型としては、不動産、株式、公債・社債などの債券、ミューチュアルファンド、モーゲージ、personal-use property (車・宝石など) 等である。

減価償却資産 (事業用資産) も対象になる。減価償却資産を売却した場合、減価償却費が必要経費とされているので、キャピタルゲイン (ロス) の計算上、調整が必要になる。

キャピタルゲインは、資産の売却額から取

得価額 (減価償却は無視する) を差引いて計算する。一方、過去に事業所得の計算上控除した減価償却累計額を当年度 (処分時) の所得として申告書において加算することになっている。これを、減価償却の取り戻し処理 (recapture) と呼んでいる。もし、減価償却後の簿価がより低い価額で処分した場合には、売却損 (terminal losses) となる。

キャピタルゲイン・ロスの計算は、資産譲渡の収入金額から、その資産の修正取得価額と譲渡費用を差引く。修正取得価額 (adjusted cost base-ACB) とは、資産の取得価額にその取得費用を加えたもので、過去に実施した減価償却は考慮しない。こうして算出されたキャピタルゲインの50%が課税キャピタルゲインである。

所得税申告書において、給与所得、事業所得、配当所得などと並んで、「課税キャピタルゲイン」と記入され、総合課税されることになる。我が国では、土地建物、株式などの譲渡所得が分離課税されているのと大きな違いがある。キャピタルロスはその50%が控除対象となる。キャピタルロスは3年間の繰り戻し、繰越は無制限に認める

法人税

カナダの法人税制には顕著な独自性があることを指摘しておきたい。我が国では所得税と法人税は別個の法律になっているが、カナダでは所得税法の一部として法人税を位置付けている。税制をどのように構成するかは、各国の歴史的、社会的、経済的な背景に左右され、一概に是非を言うことは難しい。しかし、個人と法人の形態の違いによって著しい課税上の不公平があってはならないはずであり、そうした観点からは、同じ土俵、すなわ

ち法律上は所得税法で法人に課税するという形が望ましいと考える。アメリカ、イギリスなどの諸国はカナダと同じように所得税法において法人所得税の課税を規定している。

課税所得の計算上、「確定決算基準」をとっていないという点もアメリカやイギリスと共通であり、我が国との大きな違いの一つである。確定決算基準は、株主総会で承認された決算書を基にして課税所得を計算するという規定で、例えば、減価償却費は「確定決算に計上された金額の範囲でのみ」税務上也認めるといった規制となっている。確定決算基準の問題点や弊害を別稿で論じたことがあるが⁽⁹⁾、カナダにおいても確定決算基準を採用ことなく法人所得課税が問題なく機能していることを指摘しておきたい。以上のような基本的な点での独自性以外に、次のような特徴を指摘できる。

1. 法人税率

法人税率は少し複雑になっている。2003年度で、基本税率 (basic rate) は38%であるが、国内源泉所得に対し10%の控除 (federal tax abatement) が適用される (国内源泉所得控除)。これは、連邦から州への税源移譲に伴い、連邦税を10%減らす措置によるものである。

課税所得に基本税率を掛け、次に国内源泉所得に対する10%控除をした後、所得に一般軽減税率 (general rate reduction) 5% (2004年度以降7%) を掛けた額を控除する。次に、製造業軽減税率 (manufacturing and processing profits deduction) 7%を適用した額を控除する。製造業軽減税率は、製造や生産活動からの所得に対し、その7%を税額から控除するものであり、製造業を育成援助するとい

う政策的な制度である。ただし、この特例を受ける所得に対しては、上記の一般軽減税率の適用から除外される。従って、正味の特典は差引の2% (7% - 5%) となる。そこで、一般軽減税率が7%となる2004年度以降は実質的な制度の意味がなくなることになる。

また、小規模企業軽減税率 (small business reduction) 制度があり、小規模企業所得のうち\$225,000に対して16%、次の\$75,000に対して7%を軽減するというもので、結果として、小規模企業には、最初の所得\$225,000に対して12%、次の\$75,000の所得に対して21%の税率が適用されることになる。2006年度には、\$300,000以下の所得に対し16%の税率軽減が適用されることになっている。なお、所得のうちこの軽減税率が適用されるのは、カナダ国内源泉所得で実業所得 (active business income) に限られる。すなわち、配当・利子所得等の資産性所得は対象から除外されている。なお、別に超過課税 (corporate surtax) があり、税率4%を法人所得税額に乗じた金額が加算される。

<例示> 課税所得が\$100,000の場合 (小規模企業等の軽減税率適用なし)

基本税率適用税額	\$100,000 × 38%	\$38,000
国内源泉控除	\$100,000 × 10%	(\$10,000)
超過課税額	\$28,000 × 4%	\$1,120
一般軽減税率控除	\$100,000 × 5%	(\$5,000)
合計 (連邦税額)		\$24,120

2. 大規模法人税 (large corporation tax)

1989年に創設されたもので、課税所得に関係なく資本に課税する税制である。一種の大法人に対するミニマムタックスである。一定の使用資本を持つ法人は、赤字で課税所得が

無くとも最低限の法人税を負担すべきであるという趣旨に基づき創設された。従って、所得課税と別枠で課税するのである。

課税対象は使用資本であり、使用資本から\$10百万を控除して、税率は0.225%である。使用資本は資本金に剰余金と一部の負債（社債、借入金、前受金、長期未払金等）を加えたものであり、企業の規模を示すものである。さらに、この使用資本金額から他の企業に対する投資額（貸付金、出資金）を控除したものが課税標準となる。投資額は当該会社（被投資会社）の使用資本となるので二重課税を避ける措置である。申告及び納税の手続きは法人所得税と同じである。ただし、この税制に対する批判を受け、控除額を\$10百万から\$50百万に引き上げ、税率も徐々に引き下げ、2007年にはゼロとする改正がなされた。

3. 課税所得の計算

課税所得は、会計上の利益を基礎にして、所得税法の規定に従って、加算・減算することにより計算する。形式的には我が国の所得計算と同じである。

交際費については、飲食費、観劇・スポーツ観戦にかかる費用などの50%が控除される。ゴルフの会費等は対象外である。寄付金は慈善寄付（charitable donation）で、所得税法で規定している団体に対するものに限られ、課税所得の75%を限度に控除される。申告計算では、寄付金の全額を加算し、寄付金の内75%を限度に減算する。

減価償却制度は、資本コスト控除（capital cost allowance）と呼ばれ、会計上の減価償却とは全く切り離されている点が我が国と大きく異なる（アメリカの制度と類似している）。償却資産はグループ化され、そのグループご

とに償却率が規定されている。大部分の機械装置20%、自動車30%、建物4%などである。申告計算では、会計上の減価償却費の全額を加算し、税務上の償却限度額までを減算する。課税所得計算の仕組みを示すと、次のようになる

(1) 会計利益

(2) 加算

減価償却費（会計上の）

慈善寄付金（会計上の）

研究開発費（会計上の）

食事・観劇等の交際費の50%

(3) 減算

受取配当金

減価償却費（税務上の：CCA）

適格慈善寄付金（所得の75%が限度）

(4) 課税所得 (1) + (2) - (3)

4. 特定企業、特定地域の保護税制

カナダは自然資源経済と農業・畜産に頼って発展を遂げてきた国である。製造業や加工業を育成・保護する政策を税制に組み込んだのが、製造・加工所得控除（manufacturing and processing profits deduction）である。小規模法人については、1972年に小規模企業控除制度（small business deduction）が創設され、結果的に小規模法人による実業所得について軽減税率が適用されるという形で保護・優遇する制度になっている。この点について法人税率の適用のところすでに指摘してある。

ミニマムタックス制度（alternative minimum tax - AMT）

アメリカにも同様の税制があるが、1986年に導入された。高所得者が、タックスシェル

ター (tax shelter) や欠損金繰越控除など特殊な節税手段 (various tax preferences) を使って、税の極小化を図っていることに対処する税制である⁽¹⁰⁾。

特定企業や特定の高所得者が特別償却や特別税額控除などを利用することで、租税負担を回避・減少させていることに対する批判の高まりに対処する税制として創設されたものである。こうした事情は、アメリカでも同じであり、筆者もアメリカの税制を論じた際に紹介している⁽¹¹⁾。Alternative (代替) ミニмумタックスと呼称されているが、納税者がこのAMTの税額と通常の税額 (ordinary income tax) のいずれが多い額を納めるという制度だからである。すなわち、総所得金額から通常の控除のみを差引いた調整所得 (adjusted income) から基礎控除額\$40,000を控除し、これに16%の税率を掛けた税額と通常の所得税額のいずれが多い税額を納付する。

調整所得の計算は、タックスシェルターや、建物の減価償却などの控除をしないで計算する。AMT税における控除除外対象項目は、減価償却 (capital cost allowance)、リミテッドパートナーシップの損失控除 (losses from limited partnerships)、キャピタルゲインの30%、タックスシェルターによる損失 (losses from tax shelters) 等である。

また、算出所得税額から税額控除を差引く場合に、AMT税の計算上、年金税額控除、配当税額控除、政治献金税額控除、投資税額控除については適用しない (通常の所得税額よりその分AMT税は多くなる)。

具体的な計算過程を見ておきたい。

所得の再計算を行い、調整所得 (adjusted taxable income) を計算する。租税特別措置として規定された項目を通常所得に

加算する。キャピタルゲインはその50%が通常所得に含まれているが、AMT計算では、更にゲインの30%を所得に加える必要がある (結果的にキャピタルゲインの80%がAMT計算では所得に含まれる)。

次に、AMTの基礎控除として\$40,000を調整所得から控除する。これは、AMT制度は一部の高額所得者への租税回避を制限するという趣旨で創設されたので、一定の所得以下の納税者の適用を除外するためのものである。

上記の金額に、AMT税率である16%を乗じた金額を計算する。

税額控除を差引くが、AMTでは多くの税額控除が適用されない。

上記で計算したAMT税と通常所得税とを比較し、多いほうの税額を納付する。この一連の計算課程を要約すると次のようになる⁽¹²⁾。

ステップ1

課税所得に修正項目を加算する (調整所得の計算)

ステップ2

基礎控除\$40,000を控除する

ステップ3

税率16%を掛ける (税額控除前AMT)

ステップ4

ミニмумタックス税額控除を差引く (通常の税額控除より少ない)

ステップ5

ミニмумタックス (通常所得税と比較し、多い額)

この制度により納付したAMT税 (調整所得に係る税額が通常所得に係る税額を超過した額) は、将来、逆に通常所得に係る税額が調

整所得に係る税額を上回った場合には税額控除の対象になっている。ただし、繰越控除の期間は7年間である。

例えば、ある年度に通常所得税が\$30,000で、AMT税が\$36,000とすると多いほうの\$36,000を納付することになる。次の年に通常所得税が\$40,000でAMT税が\$31,000であると、前年度から繰り越されてきたAMT納税超過額\$6000が控除され、結果としてこの年の納税額は\$34,000（\$40,000-\$6000）となる。

AMTは仮に納付しても将来その納税額が控除されるので、将来の税額を前払いさせるという性格の税である⁽¹³⁾。ある年度に特別償却を行った結果AMT税を納付しても、将来はその特別償却の影響で、AMTが通常所得を下回ることになり前払いしたAMT税が取り戻されるのである。もしそうした租税特別措置が不公平であればその制度を廃止するのが当然であり、このような複雑な税制は必要ないという批判が紹介されている⁽¹⁴⁾。

おわりに

カナダの税制は所得税中心の税制であり、全ての所得を総合して課税するという包括所得税を堅持している。所得税の構造上、税額控除を重視する点も極めて重要な特徴である。総合所得課税こそ応能負担の原則を守ることが可能な税制である。また、法人税は所得税制の一部として構成されている（アメリカ、イギリスなどと共通）ことも、法人と個人間の課税の公平確保のための制度的保証となっている。いわゆる租税特別措置を利用した過度の節税に対し、ミニマムタックス（alternative minimum tax）制度を設け税の公平確保を重視していることについても注目したい。

カナダが基本的に福祉国家を志向していることが、税制にも反映していることは明らかである。上記の所得税における税額控除制度をはじめ、GSTクレジットという独特の低所得者対策、インデクゼーション制度（税負担の実質維持）の採用、商品サービス税（GST）における基礎食料品の免税など多くの点で、弱者保護の観点が貫かれていることが極めて印象的である。

我が国では税制の抜本改革がしばしば唱えられるが、それは常に大企業相手の減税、資産所得の優遇・減税がその内容である。しかし、カナダの税制の考察により、弱者のため、福祉向上のための税制構築は可能であること、そのための制度の内容を明らかにすることが出来たことが何よりの収穫である。

<注>

- (1) 拙著『税務会計論の展開』（税務経理協会刊 1998年11月発行）の第3章「アメリカの所得税の構造と特徴」、第4章「アメリカ法人税の構造と特徴」、第5章「イギリスの所得税・法人税の構造と特徴」及び、阪南論集 社会科学編 第36巻 第2/3号（2001年1月）に掲載の拙稿「オーストラリア税制の構造と特徴」等。
- (2) Clarence Byrd and Ida Chen, *Canadian Tax Principles (Professional Edition) -2003*, Gary Donell, 2003, p.2.
- (3) 綾部恒雄・飯野正子編著『カナダを知るための60章』明石書店、2003年1月。
- (4) Peter W. Hogg, Joanne E. Magee and Jinyan Li, *Principles of Canadian Income Tax Law (4th ed.)*, CARSWELL, July 2002, pp.18-27 の記述を参考している。
- (5) Ibid., pp21-22.
- (6) 和田八東・星野泉・青木宗明『現代の地方財政』有斐閣、2004年4月、233頁。

カナダの税制の構造と特徴

- (7) Clarence Byrd/Ida Chen, op.cit., pp.3-4. Black Publishers, October 2002.
- (8) Ibid., pp192-193. (12) C.Henderson/B.Quinlan/S.Schultz/L.Vyn, *Taxes For Canadians For Dummies 2003 ed.*, John Wiley & Sons Canada Ltd., 2002.
- (9) 拙著、前掲書、第 5 章「トライアングル体制と確定決算基準」73-79頁。
- (10) Peter W. Hogg,Joanne E. Magee and Jinyan Li, op.cit., pp.460-461.
- (11) 拙著、前掲書、157 163頁において、アメリカの代替ミニマムタックス制度を紹介している。
- (12) Peter W. Hogg, Joanne E. Magee and Jinyan Li, op.cit., p.462.
- (13) Ibid., p460.
- (14) Ibid., p.460.

<参考文献>

- (1) 綾部恒雄・飯野正子編著『カナダを知るための60章』明石書店、2003年1月。
- (2) 加勢田博編著『カナダの経済』昭和堂、2001年12月。
- (3) 吉田健正『カナダ 20世紀の歩み』彩流社、1999年1月。
- (4) 木村和男編著『カナダ史』山川出版社、1999年7月。
- (5) 片桐昭泰・兼村高文・星野泉編著『地方財政論』税務経理協会、2002年7月。
- (6) Clarence Byrd and Ida Chen, *Canadian Tax Principles (Professional Edition) -2003*, Cary Donell, 2003.
- (7) Evelyn Jacks, *The Complete Canadian Home Business Guide To Taxes- 2nd ed.*, McGraw-Hill Ryerson Limited, 1998.
- (8) Peter W. Hogg, Joanne E. Magee and Jinyan Li, *Principles of Canadian Income Tax Law (4th. ed.)*, CARSWELL, July 2002.
- (9) Stephen Thomson, *Beat the Taxman -2003 ed.*, John Wiley & Sons Canada Ltd., 2002.
- (10) Deloitte & Touche, *How to Reduce The Tax You Pay*, Deloitte & Touche LLP., November 2002.
- (11) Mark Milke, *Tax Me I'm Canadian*, Thomas &